

## 第2節 平成21年度における業務実績評価の状況

平成21年度においては、国立公文書館等101の独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の助成業務について、通則法に基づく評価制度発足後8回目の業務実績の評価が実施された。また、86の国立大学法人と4つの大学共同利用機関法人について、国立大学法人法に基づく5回目の業務実績の評価が実施された。さらに、日本司法支援センターについて、綜合法律支援法に基づく3回目の業務実績の評価が実施された。

### 1 府省評価委員会による業務実績評価の状況

#### (1) 評価活動の概要

府省評価委員会では、平成21年6月末までに、平成20年度の業務の実績についての評価の対象となった102法人から20年度の業務実績報告書の提出を受け、また、これに加えて20年度末に中期目標期間が終了した17法人から当該中期目標期間の業務実績報告書の提出を受け、いずれも府省評価委員会で定めたそれぞれの評価基準に基づき審議を行い、ほぼ8月下旬までに評価結果を取りまとめ、これを各法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。また、日本司法支援センター評価委員会及び国立大学法人評価委員会においても、6月末までに20年度の業務実績報告書の提出を受け、これらの委員会で定めた評価基準に基づき審議を行い、それぞれ8月下旬、11月上旬に評価結果を各法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。これらの審議の内容や評価の結果については、各府省のホームページ等において公表されている(法人ごとの評価の結果の概要は、第2部第2節3「業務実績評価結果の概要」を参照)。

なお、平成21年度に中期目標期間が終了する6の独立行政法人、日本司法支援センター並びに国立大学法人及び大学共同利用機関法人を所管する6つの府省においては、これらの独立行政法人等の中期目標期間終了時における主務大臣の検討に当たり、それぞれ、当該府省に置かれている府省評価委員会、日本司法支援センター評価委員会及び国立大学法人評価委員会の意見を聴いている。

#### (2) 評価基準等

独立行政法人の業務実績の評価については、「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)により、府省評価委員会が設定する「客観的な評価(例えば、中期目標の達成度合に応じた数段階評価)基準による」こととされている。

府省評価委員会では、同方針及び通則法における評価に関する諸規定を踏まえ、所管する法人ごと又は所管するすべての法人に共通の具体的な評価の方針・方法、評価の観点等を定めた評価基準を策定している。また、日本司法支援センター評価委員会及び国立大学法人評価委員会においても、同様の評価基準を策定している。

各評価基準の内容については、法人の業務の性格等により異なる点があるものの、基本的な考え方は類似している。各評価基準は、まず、各事業年度における業務実績の評価基準と中期目標の期間における業務実績の評価基準とに区分されている。また、独立行政法人等の業務実績の評価については、それぞれに評価対象等が定められており、各事業年度における業務実績の評価の場合、中期計画に定めた項目ごとの業務の進捗状況等を評価するいわゆる「項目別評価」と、項目別評価等を勘案して法人の業務全体を総合的に評価するいわゆる「総合評価」とに区別されているものが多い。さらに、項目別評価については、業務の達成状況に応じて数段階の評定の中から評定を付する段階別の評価方法を採用のものが多いが、総合評価については、数段階の評定の中から評

定を付する評価方法を採用もの(「順調」、「要努力」や「相当程度の実践的な努力が認められる」などの評価方法を採用ものを含む。)と記述式により評価結果を記述するものとに分かれている(図表 45 参照)。

なお、中期目標の期間における業務の実績についての評価基準についても、おおむね各事業年度における業務の実績の評価と同様としている場合が多い。

図表45. 各府省評価委員会の年度評価に係る評価基準(手法)の概要

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
内閣府独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 年度計画の項目等に即し4段階評価。</li> <li>• 委員の協議により、特に優れた業務実績を挙げていると判断された場合には、A+評価を行うことが可能。 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 定量的な指標が設定されている評価項目の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>A: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。</li> <li>B: 中期計画の達成に向け業務がおおむね順調に実施されている。</li> <li>C: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない。</li> <li>D: 中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されていない。</li> </ul> </li> <li>□ 委員の協議により評価するとされている評価項目の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>A: 満足のいく実施状況</li> <li>B: ほぼ満足のいく実施状況</li> <li>C: やや満足のいかない実施状況</li> <li>D: 満足のいかない実施状況</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>• 各項目の自己評価がC又はDの場合には、業務運営の改善措置を明示。</li> </ul>	<p><b>記述式</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における実績全体について、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めて行う。</li> <li>• 必要に応じ、業務運営の改善その他勧告すべき内容を記述する。</li> </ul>
総務省独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 個々の項目ごとに実施状況を中期目標、中期計画に照らして、 <ul style="list-style-type: none"> <li>AA: 中期目標を大幅に上回って達成</li> <li>A : 中期目標を十分達成</li> <li>B : 中期目標を概ね達成</li> <li>C : 中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある</li> <li>D : 中期目標を下回っており大幅な改善が必要</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 独立行政法人の任務達成に向けた、事業の実施、財務、人事に係るマネジメント等について、それぞれの観点から評価。</li> <li>• 項目別の評価の結果等を総合し、独立行政法人全体について評価。</li> </ul>
外務省独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中期計画に定められた項目ごとに評定項目を設定し、次の5段階評定を行うことを基本とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ: 中期計画等の実施状況が当事業年度において計画を大きく上回って順調であり、特に優れた実績を挙げている。</li> <li>ロ: 中期計画等の実施状況が当事業年度において計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げている。</li> <li>ハ: 中期計画等の実施状況が当事業年度において計画通り順調である。</li> <li>ニ: 中期計画等の実施状況が当事業年度において計画に対してやや順調でない。</li> <li>ホ: 中期計画等の実施状況が当事業年度において順調でない。</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>記述式</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 項目別評定の結果を踏まえ、法人の業務全体について、総合的な観点から、その実績を記述式により評価する。</li> </ul>
財務省独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中期計画に定められた項目ごとに、以下の5段階評価を基本とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>A+: 中期計画の実施状況が当該事業年度において極めて順調。</li> <li>A: 中期計画の実施状況が当該事業年度において順調。</li> <li>B: 中期計画の実施状況が当該事業年度においておおむね順調。</li> <li>C: 中期計画の実施状況が当該事業年度においてやや順調でない。</li> <li>D: 中期計画の実施状況が当該事業年度において順</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>記述式</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務全体について、総合的な観点から、その実績を記述式により評価する。</li> <li>• 当該評価を下すに至った理由を付記するとともに、必要に応じ、指摘事項についても記述する。</li> </ul>

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>調でなく、業務運営の改善等が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価は、5段階を基本とするが、法人の業務の特性や評価項目の性質に応じ、段階の追加・簡素化、又は適切な評価の文言を用いることも可能。</li> <li>客観的な評価基準の設定が困難な項目については、委員の協議により評価。</li> <li>評価に併せ、改善すべき事項、目標設定の妥当性、法人の業務の特性や評定項目の性質に応じて評価に際して留意した事項等があれば付記する。</li> </ul>	
<p>文部科学省 独立行政法人 評価委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期計画の個々の事項ごとに、当該事業年度における中期計画の実施状況について段階的評定を行う。段階的評定の区分及び定量的な評価を行う際の各段階別評定の達成度の目安については、次の考え方とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>S: 特に優れた実績を上げている。(客観的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評定を付す。)</li> <li>A: 中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が100パーセント以上)</li> <li>B: 中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70パーセント以上100パーセント未満)</li> <li>C: 中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70パーセント未満)</li> <li>F: 評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。(客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りFの評定を付す。)</li> </ul> </li> <li>各法人の項目別評価の結果を俯瞰するため、各法人でほぼ共通となっている、項目別評価の大項目について、次の考え方を基本とし、段階的評定を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</li> <li>国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</li> <li>財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置 等</li> </ul> </li> <li>客観的な評価基準の設定が困難な項目については、委員の協議により評価。</li> <li>評定に併せ、改善すべき項目、目標設定の妥当性等の留意事項を記述する。</li> </ul>	<p><b>記述式</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>項目別評価を総括する全体評価として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>評価結果の総括</li> <li>評価を通じて得られた法人の今後の課題(評価結果に至った原因分析について明確に記載。また、独立行政法人の制度・運用上の隘路があれば、積極的に記載)</li> <li>評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性</li> <li>特記事項(総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の2次評価や中期目標期間終了時の見直し作業についての対応等)について記述する。</li> </ul> </li> </ul>
<p>厚生労働省 独立行政法人 評価委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期計画の個別項目ごとの進捗状況に応じ、以下の判定基準に基づく5段階評価とし、原則としてその理由を付記するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>S: 中期計画を大幅に上回っている。</li> <li>A: 中期計画を上回っている。</li> <li>B: 中期計画に概ね合致している。</li> <li>C: 中期計画をやや下回っている。</li> <li>D: 中期計画を下回っており、大幅な改善が必要。</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>記述式</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民の視点に立って、独立行政法人の社会に対する中長期的な役割に配慮しつつ、次のような観点から中期計画の達成度について評価する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が国民生活の保障及び向上並びに経済の発展にどの程度寄与するものであったか。</li> <li>法人が効率性、有効性等の観点から適正に業務を実施したかどうか。</li> </ul> </li> </ul>
<p>農林水産省 独立行政法人 評価委員会</p>	<p>各法人に統一的な評定区分はなく、法人別に基準が定められている(下記参照)。ただし、いずれも、小項目を集計して中項目の評定を行い、中項目を集計して大項目の評定を行う。</p> <p>○農林水産消費安全技術センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小項目に単年度において達成すべき数値目標が定められている場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>中期目標又は中期計画上「以上」又は「少なくとも」</li> </ul> </li> </ul>	<p>各法人に統一的な評定区分はなく、法人別に基準が定められている(下記参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合評価は、中項目の評価結果について、S評価とされた中項目を3点、A評価とされた中項目を2点、B評価とされた中項目を1</li> </ul>

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>とされている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>s: 数値の達成度合が 100%以上であって特に優れた成果が得られた</li> <li>a: 数値の達成度合が 100%以上</li> <li>b: 数値の達成度合が 70%以上 100%未満</li> <li>c: 数値の達成度合が 70%未満</li> <li>d: 数値の達成度合が 70%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</li> </ul> <p>□ 上記以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>s: 数値の達成度合が 100%以上であって特に優れた成果が得られた</li> <li>a: 数値の達成度合が 90%以上</li> <li>b: 数値の達成度合が 50%以上 90%未満</li> <li>c: 数値の達成度合が 50%未満</li> <li>d: 数値の達成度合が 50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小項目に単年度において達成すべき定性的な目標が定められている場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>s: 設定した指標が達成され特に優れた成果が得られた</li> <li>a: 設定した指標が達成された</li> <li>b: 設定した指標が概ね達成された</li> <li>c: 設定した指標が達成されなかった</li> <li>d: 設定した指標が達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</li> </ul> </li> <li>□ 段階的な評価を行うことが不適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>s: 設定した指標が達成され特に優れた成果が得られた</li> <li>a: 設定した指標が達成された</li> <li>c: 設定した指標が達成されなかった</li> <li>d: 設定した指標が達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>○ 種苗管理センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 定量的に定められている項目の評価 <p>中期計画等で定量的な数値が設定されている場合は、原則としてその数値を中期目標の期間(5年間)で除して得られた数値(年度ごとの目標値が設定されている場合は、その数値)を目標値として、次の考え方をベースに基準を策定し、評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 「～以上」等の記述となっている項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>S: 目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた</li> <li>A: 目標値に対して、100%以上の達成度合</li> <li>B: 目標値に対して、90%以上～100%未満の達成度合</li> <li>C: 目標値に対して、90%未満の達成度合</li> <li>D: 目標値に対して、90%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</li> </ul> </li> <li>□ 「～程度」等の記述となっている項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>S: 目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた</li> <li>A: 目標値に対して、90%以上の達成度合</li> <li>B: 目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合</li> <li>C: 目標値に対して、80%未満の達成度合</li> <li>D: 目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>● 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>S: 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた</li> <li>A: 順調に進んでいる</li> </ul> </li> </ul>	<p>点、C評価とされた中項目を0点、D評価とされた中項目を-1点とし、その集計に当たっては、中項目の項目数に2を乗じて得た数を基準とし、原則として、次の3段階評価で行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A: 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 90%以上</li> <li>B: 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50%以上 90%未満</li> <li>C: 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50%未満</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ただし、上記評価の結果、A評価となった場合には、業務の実績及び達成度合等を総合的に勘案し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価となった場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各項目ごとの評価を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績その他の特筆すべき事項等も総合的に勘案して、評価を行うものとする。</li> </ul>

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>B:概ね順調に進んでいる  C:不十分又は問題あり  D:不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>※評価項目によっては、SABCDの基準の表現が若干異なる。</p>	
	<p>○家畜改良センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 定量的指標の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 例:「○○程度」と目標が設定されている場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>S:数値の達成度が90%以上であって、特に優れた成果が得られた</li> <li>A:数値の達成度が90%以上</li> <li>B:数値の達成度が50%以上90%未満</li> <li>C:数値の達成度が50%未満</li> <li>D:数値の達成度が50%未満であって、その要因が法人の不適切な業務運営にあった</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>□ 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>S:計画を大きく上回り、優れた成果が得られた</li> <li>A:計画どおり順調に実施された</li> <li>B:概ね計画どおり順調に実施された</li> <li>C:計画どおり実施されなかった</li> <li>D:計画どおり実施されず、その要因が法人の不適切な業務運営にあった</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、達成度の範囲については、目標の設定の仕方(「○○以上」等)により異なっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 項目別評価の結果を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情、中期目標等に記載されている事項以外の業績、S評価の有無・内容、それぞれの項目の機関としての業務に占める重要性等の特筆すべき事項等も総合的に勘案して、原則として、次の3段階評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>A:計画どおり実施された又は計画を上回り実施された</li> <li>B:概ね計画どおり実施された</li> <li>C:計画どおり実施されなかった</li> </ul> </li> <li>● 上記の評価の結果、A評価となった場合は、各大項目の達成状況及びその要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合は、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</li> </ul>
	<p>○農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>S:計画を大幅に上回る業績が挙げられている</li> <li>A:計画に対して業務が順調に進捗している</li> <li>B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている</li> <li>C:計画に対して業務の進捗が遅れている</li> <li>D:計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機関の総合評価は、各評価単位の評価結果と研究機関としての使命を踏まえた特筆すべき業績(学術的・社会的インパクトの大きい)等を総合的に勘案して行うとともに、当該評価を下すに至った理由を記述し、併せて必要に応じ、業務内容の改善に関する勧告を記述するものとする。</li> </ul>
	<p>○森林総合研究所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>s:中期計画を大幅に上回り業務が進捗している(達成割合が120%以上)</li> <li>a:中期計画に対して業務が順調に進捗している(達成割合が90%以上120%未満)</li> <li>b:中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている(達成割合が60%以上90%未満)</li> <li>c:中期計画に対して業務の進捗が遅れている(達成割合が30%以上60%未満)</li> <li>d:中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている(達成割合が30%未満)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合評価は、全ての評価単位を対象として、達成割合を算出し、その結果を基本として評価を行うこととする。</li> <li>● なお、S評定又はD評定と判断した場合には、評価シートに判断した理由等を明記する。</li> </ul>
	<p>○水産大学校及び水産総合研究センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>S:計画を大きく上回って業務が進捗している</li> <li>A:計画に対して業務が順調に進捗している</li> <li>B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている</li> <li>C:計画に対して業務の進捗が遅れている</li> <li>D:計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている</li> <li>□ 定量的評価指標が設定されている場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>S:数値の達成度合いが120%以上</li> <li>A:数値の達成度合いが80%以上120%未満</li> <li>B:数値の達成度合いが60%以上80%未満</li> <li>C:数値の達成度合いが30%以上60%未満</li> <li>D:数値の達成度合いが30%未満</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各大項目の評価結果及び次に掲げる事項等を総合的に勘案して、5段階で評価を行う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① S評価の有無・内容</li> <li>② 財務諸表の内容</li> <li>③ 業務運営の効率化への取組状況</li> <li>④ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績</li> <li>⑤ 災害対策等緊急的業務への対応状況</li> </ol> </li> </ul>
	<p>○農畜産業振興機構</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 定量的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」等と定められている場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>a:数値の達成度合いが100%以上</li> <li>b:数値の達成度合いが70%以上100%未満</li> <li>c:数値の達成度合いが70%未満</li> </ul> </li> <li>□ 数値目標が上記以外の方法により設定されている場合、達成度の範囲は異なっている。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中項目の評価結果について集計し、3段階評価を行う。ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。</li> </ul>

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>▫ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>a: 設定した指標が達成された</li> <li>b: 設定した指標が概ね達成された</li> <li>c: 設定した指標が達成されなかった</li> </ul> </li> <li>▫ 段階的な評価を行うことが不適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>a: 設定した指標が達成された</li> <li>c: 設定した指標が達成されなかった</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>• ただし、a評価の小項目について、達成率等によりs評価とすることができる。また、c評価とした場合、必要に応じd評価とすることができる。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業者年金基金 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 定量的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>▫ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」とされている場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>a: 数値の達成度合が 100%以上</li> <li>b: 数値の達成度合が 70%以上 100%未満</li> <li>c: 数値の達成度合が 70%未満</li> </ul> </li> <li>▫ 上記以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>a: 数値の達成度合が 90%以上</li> <li>b: 数値の達成度合が 50%以上 90%未満</li> <li>c: 数値の達成度合が 50%未満</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>• 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>▫ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>a: 設定した指標が達成された</li> <li>b: 設定した指標が概ね達成された</li> <li>c: 設定した指標が達成されなかった</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>• ただし、a 評価の小項目について、達成状況等によりs評価とすることができる。また、c評価とした場合、必要に応じd評価とすることができる。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農林漁業信用基金 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 定量的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>▫ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」等と定められている場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>A: 数値の達成度合が 100%以上</li> <li>B: 数値の達成度合が 70%以上 100%未満</li> <li>C: 数値の達成度合が 70%未満</li> </ul> </li> <li>数値目標が上記以外の方法により設定されている場合、達成度の範囲は異なっている。</li> </ul> </li> <li>• 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>▫ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>A: 設定した指標が達成された</li> <li>B: 設定した指標が概ね達成された</li> <li>C: 設定した指標が達成されなかった</li> </ul> </li> <li>▫ 段階的な評価を行うことが不適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>A: 設定した指標が達成された</li> <li>C: 設定した指標が達成されなかった</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>• 必要に応じ、達成状況その他の要因を分析し、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。</li> </ul> </li> </ul> </li></ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大項目の評価結果について集計し、3段階評価を行う。ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 中項目の評価結果について集計し、特筆すべき業績等を総合的に勘案して3段階評価を行う。</li> <li>• ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。</li> </ul>
<p>経済産業省 独立行政法人 評価委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 委員会における年度評価は、次の①～③の3項目を評価項目の基本とし、必要に応じ④を追加する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 業務運営の効率化に関する事項</li> <li>② 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</li> <li>③ 財務内容の改善に関する事項</li> <li>④ その他業務運営に関する重要事項</li> </ol> </li> <li>• 委員会は、法人横断的な評価を実施する。以下の項目については、毎年実施する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①業務の効率的な実施の観点から、一般競争入札の範囲の再検討等、適正な契約形態の選択が行われているか。契約に関する情報公開は適切に実施されているか。</li> <li>②役職員の給与等の水準は適正か。</li> <li>③資産(出資を含む)は有効に活用されているか。</li> <li>④欠損金、剰余金の適正化に向けた努力が行われているか。</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 委員会は、各評価項目に以下の評価比率を配分し、各評点を合算して総合評価を行う。(②については、分割して算定した評点をまとめずに直接合算を行う。) <ol style="list-style-type: none"> <li>① 業務運営の効率化に関する事項: 20%</li> <li>② 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項: 50~60%</li> <li>③ 財務内容の改善に関する事項: 20%</li> <li>④ その他業務運営に関する事項: 0~10%</li> </ol> </li> <li>• 評点は、AA=5、A=4、B=3、C=2、D=1とし、それぞれの評価比率を掛け合わせて合算し、以下の通り総合評価を算出する。合算された評点をXとすると、</li> </ul>

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>るか。</p> <p>⑤リスク管理債権の適正化に向けた努力が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各項目の評価は、次の5段階評価を行うこととする。評価に当たっては、標準的に達成された場合をBとすることを基本とし、評価項目ごとにBとなる基準を予め明示するものとする。</li> <li>AA:法人の実績について、質・量の両面において中期計画を超えた極めて優れたパフォーマンスを実現。</li> <li>A:法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現。</li> <li>B:法人の実績について、質・量の両面において概ね中期計画を達成。</li> <li>C:法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって問題となる事象が発生。</li> <li>D:法人の実績について、質・量の両面において中期計画に大幅に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって重大な問題となる事象が発生。</li> </ul>	<p>AA:4.5&lt;X≤5.0</p> <p>A :3.5&lt;X≤4.5</p> <p>B :2.5&lt;X≤3.5</p> <p>C :1.5&lt;X≤2.5</p> <p>D :1.0≤X≤1.5</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会は、必要があると認めるときは、法人に対し、業務運営の改善その他の勧告を行う。</li> </ul>
国土交通省 独立行政法人 評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度業務実績報告の各項目ごとに中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について検討し、段階的評定を行う。評価の段階数については、5段階を基本とし、各法人の業務の特性を踏まえて設定しうるものとする。</li> <li>5点:中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。</li> <li>4点:中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</li> <li>3点:中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</li> <li>2点:中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。</li> <li>1点:中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。</li> <li>各項目ごとに、中期計画の実施状況の認定結果及びその理由を明記するとともに、必要な場合には意見を付記することとする。特に、5点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを明確に記述するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務運営評価による評定を踏まえ、中期計画の達成に向けた実施状況を全般的に評価する。</li> <li>個別項目の認定結果から、当該年度の業務の実施状況全体について以下のとおり判断することを原則とする。但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で、これを行うことができる。 (各項目の合計点数) / (項目数に3を乗じた数)が <ul style="list-style-type: none"> <li>120%以上である場合:「極めて順調」</li> <li>100%以上120%未満である場合:「順調」</li> <li>80%以上100%未満である場合:「概ね順調」</li> <li>80%未満である場合:「要努力」</li> </ul> </li> <li>法人の業務全体について、業務運営評価による評定を踏まえ、総合的な視点から、法人の業務の実績、業務の改善に向けた課題・改善点、業務運営に対する意見等を記述式により評価することにより、当該法人の評価の要点、法人の業務実績の全体像が明確になるようにする。</li> <li>なお、中期計画に掲げられている事項以外で特記すべき法人の自主的な努力があれば、当該事項も含めて総合的に評価する。</li> </ul>
環境省独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期目標に定められている事項別に、当該事業年度における実施状況の評価する。具体的には、評価項目ごとに掲げる「評価の方法、視点等」を考慮して行い、この評価項目ごとの評価を踏まえて、当該事項全体の評価を行うものとする。</li> <li>各事業年度に係る業務の実績に関する評価は、以下の評価基準に基づいて行う。 (注)評価に当たっては、その理由、根拠等を附すものとする。</li> <li>S:中期目標の達成に向け、特に優れた成果をあげている。</li> <li>A:中期目標の達成に向け、適切に成果をあげている。</li> <li>B:中期目標の達成に向け、概ね適切に成果をあげている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各評価項目に環境省評価委員会が定める評価比率を配分し、各評点を合算する。</li> <li>各評点は、S=5、A=4、B=3、C=2、D=1とする。</li> <li>各評点を合算した結果(Xとする)、以下のとおりとする。</li> </ul> <p>S:4.5&lt;X</p> <p>A:3.5&lt;X≤4.5</p> <p>B:2.5&lt;X≤3.5</p> <p>C:1.5&lt;X≤2.5</p> <p>D:X≤1.5</p>

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>C: 中期目標の達成に向け、業務の進捗がやや遅れており、改善すべき点がある。</p> <p>D: 中期目標の達成に向け、大幅な改善が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国立環境研究所の研究業務の評価は、研究所において実施する外部専門家による研究評価結果も積極的に活用。</li> <li>法人横断的事項として、契約、給与水準・総人件費改革、保有資産、内部統制、当期総利益(又は当期総損失)、剰余金・欠損金、関連法人(国立環境研究所)、債権管理(環境再生保全機構)について評価。</li> </ul>	
防衛省独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度計画の項目等に即し4段階評価。</li> <li>委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 <ul style="list-style-type: none"> <li>定量的な指標が設定されている場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>A: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。</li> <li>B: 中期計画の達成に向け業務がおおむね順調に実施されている。</li> <li>C: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない。</li> <li>D: 中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されていない。</li> </ul> </li> <li>委員の協議により評価される場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>A: 満足のいく実施状況</li> <li>B: ほぼ満足のいく実施状況</li> <li>C: やや満足のいかない実施状況</li> <li>D: 満足のいかない実施状況</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>各項目の自己評価がC又はDの場合には、業務運営の改善措置を明示。</li> </ul>	<p><b>記述式</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における実績全体について、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めて行う。</li> <li>必要に応じ、業務運営の改善その他報告すべき内容を記述する。</li> </ul>
日本司法支援センター評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期計画に定められた各項目ごとに、以下の3段階評価。 なお、評価項目に複数の指標がある場合には、指標ごとの評価を総合して当該項目の評価。 <ul style="list-style-type: none"> <li>A: 当該事業年度における中期計画の実施状況に照らし、中期目標を達成することが見込まれる状況。</li> <li>B: 当該事業年度における中期計画の実施状況に照らし、工夫や努力により中期目標を達成することが見込まれる状況。</li> <li>C: 当該事業年度における中期計画の実施状況に照らし、中期目標の達成は困難で業務の改善が必要。</li> </ul> </li> <li>評価は、実績報告書、法人が自ら行った自己評価等の資料を参考に、独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である特性を勘案し、委員の協議により客観的に実施。</li> </ul>	<p><b>記述式</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>項目別評価結果等を勘案し、当該事業年度における法人の実績全体について評価。</li> <li>自主改善努力等、中期計画及び年度計画に掲げられていない事項があれば、必要に応じてこれらの事項を含め評価。</li> </ul>
国立大学法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営(施設設備の整備・活用、安全管理等)」の4項目については、以下の5種類により進捗状況を示す。なお、これらの水準は、基本的には各国立大学法人等の設定した中期計画に対応して示されるものであり、各法人間の相対比較をする趣旨ではないことに留意する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>特筆すべき進捗状況にある</li> <li>順調に進んでいる</li> <li>おおむね順調に進んでいる</li> <li>やや遅れている</li> <li>重大な改善事項がある</li> </ul> </li> <li>「教育研究等の質の向上」については、事業の外形的・客観的な進捗状況を確認し、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業年度における中期計画の進捗状況全体について、記述式により評価。</li> <li>なお、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の年度評価の基本的な考え方は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>業務運営・財務内容等の経営面を中心に、当該事業年度における中期計画の実施状況を調査・分析し、業務の実績全体について総合的に評価。</li> <li>教育研究の状況については、その特性に配慮し、中期目標期間終了時の評価において、国立大学法人評価委員会が、(独)大学評価・学位授与機構に対し評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して行う。</li> </ul> </li> </ul>

(注) 各府省評価委員会の公表資料に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。



### (3) 評価結果の反映状況等

#### ア 独立行政法人の業務運営への反映状況

独立行政法人の効率的・効果的な運営、国民に対して提供するサービスの向上等、国民の求める成果の実現を図るためには、まずもって府省評価委員会が行う評価結果の法人の業務運営への着実な反映が重要である。

平成 19 年度業務実績に関して府省評価委員会が行った評価結果の反映状況をみると、例えば、効率的な業務運営による費用の削減、意志決定の迅速化、自己収入の拡大、業務体制の見直し、他機関との連携・協力等に反映されてきている。

図表46. 府省評価委員会の評価結果の反映状況

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
内閣府	国立公文書館	<p>司法機関との移管協議では、今後、できるだけ速やかな合意、文書の移管に期待したいとの指摘を受け、引き続き最高裁との協議を続け、内閣総理大臣と最高裁判所長官との間で裁判所の保管する歴史公文書を内閣府を経て国立公文書館に移管することを定めた「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」の申合せが締結された。</p> <p>全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化が進んでいないことから、今後、できるだけ速やかな標準仕様書の策定、自治体への周知を期待したいとの指摘を受け、全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化の推進のためのパイロットシステムの構築を通じた実証試験等を実施し、標準仕様書を確定した。また、標準仕様書の内容を簡略に説明したデジタル・アーカイブシステムの導入・運用マニュアルを作成した。</p>
	国民生活センター	<p>「苦情相談情報を積極的に活用し、問題性、緊急性の高い消費者問題を見極めつつ、内容を分析し、消費者に分かりやすい形で情報提供を行うことにより、消費者被害の未然防止・拡大防止に努められたい」との指摘を踏まえ、平成 20 年度においては、目標の 50 件を上回る 59 件の情報提供を行った。</p>
	北方領土問題対策協会	<p>インターネット等を活用した情報の提供について、更なる充実を期待したいと指摘されたことを踏まえ、新たに青少年向けページを開設し、北方領土問題を手軽に学習できるように工夫した。</p> <p>北方四島ロシア人の受入事業について、その有効性を評価するために当該ロシア人のアンケート調査等を実施することも必要と指摘されたことを踏まえ、外務省と調整を行い、アンケートを実施することとした。</p> <p>リスク管理債権の縮減について、計画的でより積極的な回収管理体制を整備することが望まれると指摘されたことを踏まえ、初期延滞者に対する督促を重点に計画的に電話督促、文書督促、実態調査を実施し、積極的にリスク管理債権の縮減に努めた。</p>
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	<p>事務組織について、「大学院大学開学までの事業拡大に対応した事務組織の改編を計画的かつ円滑に実施する必要がある」と指摘されたことを踏まえ、第 2 期中期計画の開始時にあたる平成 21 年 4 月 1 日付で開学時を視野に入れた組織改編を実施した。</p>
総務省	情報通信研究機構	<p>業務運営について、「機構全体の研究遂行バランス上、第 2 研究部門(ユニバーサルコミュニケーション技術分野)及び第 3 研究部門(安全・安心のための情報通信技術分野)」についても、研究開発戦略を検討・共有するための何かしらの方策が必要である」と指摘されたことを踏まえ、以下の対策を行った。</p> <p>第 2 研究部門においては、音声・言語資源分野の研究開発を推進する「MASTAR プロジェクト」を開始し、産学官の連携により研究開発と成果の普及展開を進めるために「高度言語情報融合フォーラム(ALAGIN)」を設立した。</p> <p>第 3 研究部門については、次世代安心・安全フォーラム及び NICT 主催による「災害・危機管理 ICT シンポジウム 2009—竜巻・突風・ゲリラ豪雨の観測を目指して—」を開催し、災害・危機管理への ICT の利用について現業機関の専門家、大学等研究者による講演及びパネルディスカッション等において活発な議論を行った。ネットワークセキュリティ技術に関しては、業界団体への nictcr の一部機能の導入等、産業界との連携強化を推進した。</p>

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
	統計センター	<p>ICT等を活用した業務基盤の整備が、効率的な業務運営を行う上で非常に効果的であるため、次期中期目標に向け、投資効果を勘案しつつ、新たな製表システム等の研究開発に努めることが必要であるとの指摘を踏まえ、平成 21 年 1月からホストコンピュータ2台のうち1台を廃止するとともに、平成 22 年8月に残りの1台を、クライアント/サーバシステム(以下「C/S」という。)へ移行し、現在ホストコンピュータで行っている処理をすべてC/Sで行う新たな製表システムの開発を段階的に行っている。</p> <p>「国内外の技術動向に関する情報や外部有識者の知見を積極的に活用して、製表技術に関する研究を計画的に進め、研究の成果が実務に効果的に適用されることを大いに期待したい。」との指摘を踏まえ、平成 19 年度にまとめた「市区町村コードのオートコーディングに関するアルゴリズムの研究」の成果を、平成 20 年住宅・土地統計調査に導入することにより、業務運営の高度化・効率化を図ることとしている。また、平成 21 年経済センサス基礎調査における産業分類について、従来からの知識や技術に基づく自動格付技法の改良を図る研究を行い、その成果を当該調査の産業分類符号格付事務に適用することとしている。</p>
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	<p>平成19年度は機構設立初年度という事情もあって随意契約が 6 件(5018 万円)あったが、「随意契約を縮小するべくさらに検討することが必要であろう。」との指摘を踏まえ、随意契約の見直しに関する取組をさらに推進し、その結果、平成 21 年度には、競争性のない随意契約は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 38 条第 4 項の規定に基づく財務諸表の官報告 1 件のみとなった。</p>
外務省	国際協力機構	<p>改正機構法の施行に伴い、「統合後に組織、制度及び業務の流れが期待通り着実に運用され、成果をあげているかをモニタリングし、新たな課題の洗い出しと解決に向けて対応していくことが重要」と指摘されたことを踏まえ、統合後1ヶ月、3ヶ月、半年、1年、1年半の定期モニタリングを行い、課題を抽出し、改善を行う体制を構築した。</p>
	国際交流基金	<p>外交政策を踏まえた事業の実施について、「一部の在外公館が基金事業に対して低い評価を行ったが、これら公館とはさらにコミュニケーションを密にし、連携を深めてニーズ把握を的確に行う必要があるとともに、こうした評価意見を大切な情報として改善の検討に活かしていくべきである」と指摘されたことを踏まえ、在外公館の評価を、海外事務所を含め基金役職員が閲覧できるようにするとともに、評価が低かったケースでは、その国・地域の基金海外事務所に特に注意を喚起し、当該公館との連絡・コミュニケーションを心がけ、改善を指示した。</p>
財務省	酒類総合研究所	<p>遺伝子組換え酵母の不適切な処理について、再発防止とコンプライアンス体制のより一層の整備を指摘されたことから、遺伝子組換え実験について、教育訓練システムの見直し、情報共有体制の整備を図ったほか、不活性化処理の徹底などの対応を実施した。</p> <p>また、赤レンガ酒造工場については、歴史的価値を踏まえ、更なる活用策の検討を求められたことから、アクションプログラムを作成し、赤レンガ酒造工場の公開と新規利用の拡充に取り組んだ。</p>
	国立印刷局	<p>内部管理体制において、「自動車保管場所標章の取引については、公正取引委員会から『注意』を受けたことに関して、コンプライアンスの強化・徹底を図る必要がある」と指摘されたことを踏まえ、コンプライアンス委員会をはじめとしたコンプライアンス推進体制の下、国立印刷局コンプライアンス基本方針に基づき策定したコンプライアンス推進の取組計画である「平成20年度コンプライアンスプログラム」の取組を着実に実施し、コンプライアンス意識の浸透、徹底を図った。</p> <p>なお、具体的な取組は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス・マニュアルを活用した職場内ミーティングの実施</li> <li>・コンプライアンスに関する講演会・座談会・研修の実施</li> <li>・コンプライアンスに対する意識や理解度、浸透度を測るため、コンプライアンスの意識調査の実施</li> <li>・インサイダー取引に対する意識の啓蒙と未然防止のため、関係職員に対する研修の実施</li> </ul> <p>また、監事監査を補助する監事室の人員を増員し、監事監査体制を強化するとともに、コンプライアンス委員会の審議状況について監事の監査を受けるなど、更なるコンプライアンスの確保に努めた。</p>

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
	日本万国博覧会 記念機構	地域防災に関する施策への貢献について、「大阪府防災計画との連携を図りながら、対応マニュアルの早期作成を期待する」との意見を踏まえ、大阪府と協議の上、大阪府が「北部広域防災拠点」及び「後方支援活動拠点」を開設した場合における当機構の役割等を定めたマニュアルを作成したほか、大阪府と連携して図上訓練・災害対策訓練を実施した。
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	教育相談事業について、「各都道府県の教育相談機能の質的向上に貢献するため、研究と相談の相乗作用を図るとともに、海外の日本人学校や補習授業校を対象とした教育相談の充実にも努めてほしい」との意見を踏まえ、研究フィールドとしての教育相談を、研究成果の反映等研究と一体となって実施するとともに、海外日本人学校等からの来所あるいはインターネット通信による教育相談を実施した。
	大学入試センター	「危機管理や秘密保持を念頭に置いた業務管理に留意して、国民の信頼に応えるよう努力すること」と指摘されたことを踏まえ、秘密保持体制強化のため、入室管理システム等の導入とともに試験問題作成スペースの拡充など環境の改善を図った。
	国立青少年教育振興機構	「高等教育機関等の他機関や地域との連携をさらに推進するとともに、指導者養成や国際的な事業のさらなる充実、耐震性の確保等安心・安全な施設整備を行うなど、ナショナルセンターとして総合的に対応することを期待する。」と指摘されたことを踏まえ、大学、教育委員会等と連携した免許状更新講習の実施、小学生を対象とした自然体験活動プログラムを地方教育施設の近隣の博物館、市町村関係機関・民間団体等と連携して開発するなど、高等教育機関等の他機関や地域との連携をさらに推進した。指導者養成事業の充実については、文部科学省スポーツ・青少年局の青少年体験活動総合プランを受けて「自然体験活動指導者養成事業」を実施した。国際的な事業の充実は、海外の青少年教育施設職員と当機構職員の相互交流事業を実施するとともに、政府間合意に基づき文部科学省が行っている「日独交流事業」(委託事業)のドイツ団受入の地方プログラムを新たに地方教育施設(4施設)が企画・実施し、事業の充実に努めた。耐震性の確保として耐震指標(IS値)0.5未満の建築物について、平成20年度補正予算により耐震改修を実施する。
	国立女性教育会館	「研修・交流事業について、地域的・年齢的に幅広い層の参加が得られるよう、周知・募集方法や事業内容の工夫に加え、地方の事情を考慮した取組の充実を図る等、ナショナルセンターとしての更なる付加価値が付くよう、研修・交流事業を効果的に実施していくことが望まれる。」と指摘されたことを踏まえ、平成20年度は、多様な層の参加を促すため、積極的なプレスリリースを実施するとともに調査研究で得た地域の課題等を解決するためのワークショップを取り入れるなど、研修内容も工夫し参加層の拡大を図った。
	科学技術振興機構	「地球温暖化、資源問題、食糧問題、安全・安心、高齢化など、地球規模の社会的緊急課題に対し、国の政策に沿った研究開発を行う JST として、早急に対応する必要がある」と指摘されたことを踏まえ、地球規模課題の解決に向け、ODA と連携し、開発途上国等との共同研究を推進する「地球規模課題対応国際科学技術協力事業」を新たに開始した。
	日本芸術文化振興会	「文化庁支援事業と振興会助成事業の統合・一元化に向け、対象事業の再整理と明確なメニュー化が望まれる」と指摘されたことを踏まえ、平成21年度より文化庁助成事業(旧芸術創造活動重点支援事業、文化芸術振興費補助金)と芸術文化振興基金助成事業を統合・一元化して実施した。また舞台芸術振興事業助成金は整理のうえ廃止した。
厚生労働省	独立行政法人国立・健康栄養研究所	当研究所の運営費交付金収益化基準の採用状況について、費用進行基準を採用していたが、重要な会計方針に適切な開示をすべきであると指摘されたことを踏まえ、平成21年度より退職金を除く人件費については期間進行基準を採用し、計画的な人件費の予算執行を図った。
	労働安全衛生総合研究所	運営費交付金以外の収入の確保に関し、受託研究、特許実施の実績が減少していることについて指摘されたことを踏まえ、ホームページや講演会等を通じた広報の強化等に努め、平成20年度はいずれも前年度に比べ増額させた。
	勤労者退職金共済機構	加入促進について、「平成20年度以降もさらに効果的な取組が求められるが、特に、3年連続で加入者が目標に達しなかった建設業退職金共済事業(以下「建退共事業」という。 )や、5年連続で加入者が目標に達しなかった林業退職金共済事業(以下「林退共事業」という。 )については、その産業における事業活動の低迷等業界固有の問題はあるものの、より一層の効果的かつ積極的な取組が求められる。」と指摘されたことを踏まえ、各種会議、研修会等におけ

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		る加入勧奨、広報資料等による周知広報活動、個別事業主に対する加入勧奨、他制度と連携した加入促進対策等を着実に実施した結果、平成20年度は建退共事業及び林退共事業においても目標を達成した。
	高齢・障害者雇用支援機構	<p>「今後の数値目標の設定に当たっては、これまでの達成状況等を踏まえつつ、より適正な指標・水準の設定に努めるとともに、成果内容等を的確に把握するため更なる工夫・改善を図る必要がある。」との指摘を踏まえ、平成20年度からの第二期中期計画における数値目標の設定については、アウトプットを重視した数値目標からアウトカムを重視したものへと重点を移し、満足度や課題改善効果を測定し、その結果を業務改善につなげることにより、業務の質を高めるものとした。</p> <p>「今後とも、地域における就労支援ネットワークの構築のための人材育成を図るなど、一層の取組が期待される。」との指摘を踏まえ、新たに、地域障害者職業センターによる関係機関の就業支援担当者を対象とする就業支援基礎研修、就労支援機関のジョブコーチを対象とする支援スキル向上研修等を実施するとともに、地域障害者職業センターにおいて関係機関に対する効果的な職業リハビリテーションのための専門的な助言・援助をあらゆる場面で積極的に実施する等、就業支援ネットワークの強化の取組を行った。</p>
	福祉医療機構	退職手当共済事業において、退職手当金の支給に係る所要時間の短縮に向けた継続的な努力を期待するとされたことを踏まえ、平成20年度において、各種様式の簡略化、事務処理の改善等に取組んだ結果、44.8日となり、前年度(61.7日)から16.9日短縮することができた。
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	地域移行の推進について、施設利用者本人や保護者・家族等に対する丁寧かつきめ細かい対応を継続しつつ、施設利用者本人の意向を最大限尊重した地域移行が早期に実現するよう、一層の取組の充実を図られたいと指摘されたことを踏まえ、地域移行の推進に向けて、具体的かつ重点的に取り組むため、まず施設利用者本人の意向を丁寧に聴取した上で、当該利用者がおかれている個々の状況について、利用者やその保護者等に対して丁寧に説明を行い、同意を得るなど、具体性のある取組を行った結果、平成20年度においては、地域移行の取組を開始して以来最大の24人となった。
	労働政策研究・研修機構	「評価や意見を機構の業務の改善にフィードバックすることについて一層の取組を進めることが望ましい」と指摘されたことを踏まえ、評価委員会の評価結果で指摘された事項については、経営会議等で対応すべき今後の課題や留意点を迅速に確認し、各部門に評価結果のフィードバックを行い、具体的な対応策をとりまとめることとした。例えば、「厚生労働行政をリードするような質の高い研究を期待」との指摘に対しては、理事長のリーダーシップの下で検討を重ね、非正規雇用について部門横断的な調査研究を実施することとした。
	雇用・能力開発機構	各種業務において実施しているアンケート調査について、「目標としての満足度等はすべてこれ(目標値)を上回っているが、最上位の評価(「大変役に立った」等)の比率が低いものも見られ、更なる業務改善の取組を進める必要がある。」と指摘されたことを踏まえ、アンケート調査に基づく業務改善事例を本部において取りまとめ、施設に周知し、情報を共有化することにより、より一層の業務改善の取組を推進した。
	労働者健康福祉機構	「労災病院事業については、労災病院グループが勤労者医療の中核的な役割を果たす医療機関であるとともに、地域医療の中核的医療機関でもある場合が多いことから、地域の医療機関等に積極的に労災疾病等に関する研究成果の普及を図るとともに、地域の実情を踏まえつつ、地域医療連携を強化し、事業を進めることが必要である。」と指摘されたことを踏まえ、労災病院、産業保健推進センター等において研究成果等の症例検討会、研修会を積極的に開催し、参加者から意見を聴取し研究者へフィードバックしながら普及活動を行った。また、従来から取り組んできた勤労者医療の地域支援の推進をさらに積極的に進め、地域医療支援病院並びに地域がん診療連携拠点病院の承認取得数の増や患者紹介率、高度医療機器の受託検査件数等の増を図り、地域医療連携の強化に努めた。
	国立病院機構	「経営改善計画(再生プラン)を着実に達成するよう更なる収支改善に向けた努力を望む」との指摘については、業務の見直しによる効率化や各種指導件数の増加による増収、廉価代替品への切り替えなどの改善計画を遂行した。また、年度計画に対して経常収支が著しく下回っている病院に対して、再生プラン特別顧問、本部及びブロック事務所による個別訪問を行うなど、収支改善に努めたことにより、再生プラン対象病院58病院のうち、31病院において平成20

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		<p>年度計画の経常収支を達成した。          なお、達成できなかった27病院においても、13病院が前年度の実績を上回った。</p>
	医薬品医療機器総合機構	<p>「全ての治験相談の需要には応えきれていないため、今後は、そうした状況を改善することができるよう、人員・組織の拡充等が望まれる。」と指摘されたことを踏まえ、平成 20 年度においては、治験相談の体制整備を更に進め、その結果、全ての治験相談の需要に対応することができた。</p>
	独立行政法人医薬基盤研究所	<p>「地理的に離れた位置にある大阪本所、霊長類医学科学研究センター、薬用植物資源研究センター・研究部の一体化に一層努め、研究所が最大の機能を発揮できるよう、更なる工夫が必要である」との指摘を踏まえ、インターネットを用いたテレビ会議システムを導入し、内部委員会等に活用した。          「今後は、論文等の学術研究成果もすべてホームページで公表することを検討されたい。」との指摘を踏まえ、研究論文リストをホームページに掲載するなど研究所の研究成果の広報を強化するとともに、当研究所の研究に関する基本的な科学知識が得られるように、国民一般に分かりやすく説明するページを設けるなど、ホームページを通じた広報の充実を図った。</p>
	年金・健康保険福祉施設整理機構	<p>施設運営委託先法人の特別会計剰余金について、「施設の売却責任を持つ当法人は、関係者の理解と協力の下、特別剰余金の全容を把握しその保全と回収業務を行えるような処置が望まれる」との意見を踏まえ、当該剰余金の回収見込み額を平成20年度予算に反映した。          随意契約の適正化について、「引き続き、一般競争入札等の割合を高めていくための取り組みに努められたい。」との意見を踏まえ、新規契約については一部の随意契約によらざるを得ないもの(土地・建物の借料、旧法定外公共物の購入等)を除き競争性のある契約を実施したこと、複合機の賃貸借及び保守業務等の「随意契約見直し計画」に掲げた競争性のある契約への移行が全て完了したこと等により、平成 20 年度の競争性のない随意契約は、平成 19 年度の46 件、456 百万円から 38 件、282 百万円へと減少した。</p>
	年金積立金管理運用独立行政法人	<p>外国株式アクティブ運用について、「運用受託機関の選定・見直しに向けて努力を行っているものの、ベンチマークを超える運用結果が出せるよう、今後の見直しを求める」との平成19年度の評価結果における指摘も踏まえ、平成20年度に運用受託機関の構成(マネージャーストラクチャー)の見直しに伴う選定を行った。</p>
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	<p>飼料安全法に基づく収去品の試験結果の報告期間遅延について、複数の職員により確認等を徹底することが必要であると指摘されたことを踏まえ、複数の職員による確認の徹底、手順書等の改正、進捗状況、達成状況等の早期の把握に努め、平成 20 年度における当該業務に関する報告の遅延はなかった。</p>
	種苗管理センター	<p>ばれいしょ原原種の急速増殖技術を活用した生産体系の実用化・導入において、培養変異による変異体が原原種に混入することのないよう留意して進められたいと指摘されたことを踏まえ、増殖変異の発生の確認方法を検討した。</p>
	家畜改良センター	<p>コンプライアンス行動規範等について職員への周知に努められたいとの意見を踏まえ、20年4月にコンプライアンス委員会を設置するとともに、7月に「(独)家畜改良センター役職員等行動規範」を策定し、公表及び職員への周知徹底を行うなど、法令遵守に努めた。</p>
	水産大学校	<p>水産大学校の特色の強化及びPRについて業務運営に反映させる方策を検討すべきと指摘されたことを踏まえ、地域特産種であるフグについての地元業界等との連携によるシンポジウムの開催、地元水産高校生等の実習・職場体験の受入等に取り組んだ。</p>
	農業・食品産業技術総合研究機構	<p>中期計画の目標数に向けた研究成果の公表の一層の努力を期待するという意見を踏まえ、成果の公表の促進を進めた結果、普及に移しうる成果は 20 年度の目標値を上回り、18~20 年度の3カ年度の合計は中期計画目標値の3/5の95%となった。また、査読論文数も20年度の目標値を達成し、18~20年度の3カ年度の合計は中期計画目標値の3/5の93%となった。</p>
	農業生物資源研究所	<p>海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化のために、これまで培った国際的なイニシアティブを活用し、一層の発展を期待するとの意見を踏まえ、イネアノテーション会議の開催、コムギゲノム、オオムギゲノム、ブタゲノム解読の国際コンソーシアムへの参画、中国との共同によるカイコゲノムの完全解読とデータベースの公開など、多くの国際的活動を行った。</p>

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
	農業環境技術研究所	外部機関との連携を強化し、それが研究の効率的実施に寄与することを期待するとの意見を踏まえ、平成 20 年度に資金提供型共同研究制度を創設した(平成 22 年4月に3件の共同研究を開始)。
	国際農林水産業研究センター	評価結果を理事長のイニシアティブにより迅速に業務運営に反映することを期待すると指摘されたことを踏まえ、平成 20 年度に実施した「プロジェクトの中間評価・見直し」において、12 プロジェクトについての中止・強化(拡充)・重点化、新規プロジェクト 5 件の採択を決定し、平成21年度計画に反映した。
	森林総合研究所	「多岐にわたる研究課題の成果を総合して目標達成を目指す分野においては、目標達成に向けた適確なコーディネートが重要であり、中期目標の達成の過程における各課題の位置付けの明確化に留意されたい」との意見を踏まえ、研究所会議などを通じて重点課題ごとの研究基本計画の見直しを行い、手薄な分野への人的勢力や資金などの投入、課題の推進方針や方法等についての検討を行うなど、中期計画達成に向けた調整を開始した。
	水産総合研究センター	研究機関の有する膨大かつ貴重な情報を社会的に公開するべきと指摘されたことを踏まえ、我が国周辺太平洋域における海洋の現況図と予測図の提供を開始するとともに、西海区水産研究所に標本管理室を設置し、調査・研究により得られた生物標本を研究・教育活動への活用のために提供を開始することにより社会的に還元することとした。
	農畜産業振興機構	給与水準について、「今後の評価に当たっては、国家公務員と比べて給与水準が高い法人、管理職割合が高いことを理由としている法人であることを踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。」と指摘されたことを踏まえ、給与水準が高い理由及び引下げに向けた取組状況と目標に向けた進捗状況等を公表するとともに、業務実績報告書等に記述した。
	農業者年金基金	北海道(札幌市)と九州(熊本市)にある地方連絡事務所については、平成 22 年度までに廃止されたいと指摘されたことを踏まえ、九州連絡事務所については平成 20 年度末をもって廃止し、また、北海道連絡事務所についても平成 22 年度末をもって廃止することを予定している。
	農林漁業信用基金	今後も適切な経費削減等により、第二期中期計画が着実に達成されることを期待するとの意見を踏まえ、人員削減等による人件費の削減(平成17年度決算対比で139百万円(11.5%)削減)等により経費の削減に取り組んだ。
	緑資源機構(対:独立行政法人森林総合研究所)	「国民の信頼を甚だしく損なう事態を招き、更生の機会を与える意義はないとして廃止の方針が決定され、廃止法の制定・施行を経て解散するに至ったことにより、事業が実施されていた地域をはじめ各方面に多大な支障を来しており、組織の廃止という遺憾な結果を自ら招いたことについて、機構が適正な業務運営を怠った責任の重大さを改めて指摘するものである。」との評価を踏まえ、組織の廃止という遺憾な結果を招いたことについて、旧機構が適正な業務運営を怠った責任の重大さを改めて認識し、業務の全般にわたり「入札談合再発防止対策実施方針」(平成 19 年8月旧緑資源機構策定)に基づく改善措置の定着化や成果の早期発現に努め、その状況をフォローアップするとともに、さらに幅広い観点から業務の一層の適正化・効率化に取り組んだ。
経済産業省	産業技術総合研究所	20 年度は適切な安全管理、会計処理等を実行して、本来の業務達成度によって適正な評価を受けられる体制を作られることを希望するとの指摘を受け、コンプライアンス推進に関係する既存部署を再編し、コンプライアンス推進本部を設置した。また、本法人がこれまで構築した「調達・検収のシステム」について、適正な会計手続きに向けた第三者検収の制度化を踏まえ、制度化後の同システムの運用の適正化などについて第三者による評価を実施するための作業に着手した。
	新エネルギー産業技術総合開発機構	研究開発事業の推進に必要な専門性の向上等業務運営の効率化のために外部人材について積極的に登用すべきと指摘されたことを踏まえ、新たにプログラムマネージャー、プログラムディレクターとして重要技術分野(半導体、太陽光発電、国際標準化、通信、バイオマス、ライフサイエンス)、テーマ公募型分野で専門家を登用して継続活用、また、広報専門のアドバイザー登用により法人成果のより理解しやすい形での積極的かつ効果的な広報活動推進を図った。
	日本貿易振興機構	事業の実施において、地方の商工会議所やその他団体等と連携を行いながら実績を出していただきたい、と指摘されたことを踏まえ、地方商工会議所などの地域の支援機関が全国 18 ヲ都市で主催した「海外展開セミナー」において、中小企業基盤整備機構、各経済産業局と連携し、事前ニーズ調査・テーマ設

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		定・講師派遣を通じたジェトロの施策紹介、広報等の面で協力を行った。
国土交通省	土木研究所	研究開発の基本的方針について、「寒地土木研究所の定員が飛躍的に増大したことに伴い、「つくば」と「寒地土研」との連携研究を一層充実するための努力が必要」と指摘されたことを踏まえ、つくば中央研究所と寒地土木研究所間の連携で行う研究については、研究予算を重点的に配分する制度の創設等により強化を図っており、連携研究は毎年増加傾向にある。
	建築研究所	技術の指導について、「研究活動とのバランスに留意しつつ、引き続き災害調査や技術指導に取り組まれない」と指摘されたことを踏まえ、平成20年度では、岩手・宮城内陸地震、岩手県沿岸北部地震、中国・四川大地震の災害調査をしたほか、研究活動とのバランスに留意しつつ、公共の福祉、建築・都市計画技術の向上等の観点から必要と認められるものについて技術指導を積極的に実施した。
	交通安全環境研究所	自動車等の審査業務に係る申請者の利便性向上について、「具体的な利便性の向上を量的に説明する手法の検討が必要」と指摘されたことを踏まえ、自動車メーカーからの四半期毎の申請概要ヒアリングの際、先行受託試験制度を活用したことにより審査期間が短縮される申請件数を別枠で把握することとした。
	海上技術安全研究所	「成果をIMOによる国際的枠組みに取り入れるためにも各国組織との連携強化に取り組むことを期待したい」と指摘されたことを踏まえ、IMOにおける国際基準策定等については、その実現に向け戦略的に活動し、平成20年度には、GHG削減のための提案の実現に向けた国際フォーラムを主催して、各国の理解と同意の取付けに大きく寄与し、日本提案である実燃費指標をIMOガイドラインとすることに成功した。また、ノルウェー、韓国の研究機関等と共同研究を実施するとともに、中国交通部水運科学研究院と新たに共同研究のMOUを締結するなど、連携強化を図っているところである。
	電子航法研究所	人材活用について、「人材の活性化は所の活動を推進するために必要なことである。特に多彩な人材の採用と採用された人材の活躍は、他の職員においても意識の変革をよぶと思われる。また、職員の能力向上に対する活動を継続して行うことは重要である。本研究所が有する人材が停滞することなく、常に活性化される状況を作り出すことに今後も取り組んでほしい」と指摘されたことを踏まえ、大学、研究機関、エアライン等から外部人材を受け入れ、当研究所に不足する知見を補うべく大いに活用している。
	港湾空港技術研究所	「合理化計画に基づいて統合された際には、海洋に関する研究は重要な位置づけとなると考えられ、今後、その戦略を考えることが重要である」と指摘されたことを踏まえ、ナウファス・システムやGPS波浪計の普及を進め、沿岸域沖合の海象情報の把握、解析、伝達に努め、また、海洋開発に必要な浮体構造物の研究、自然エネルギー活用に関する研究にも取り組んでいる。
	海技教育機構	「コースにより、定員と実績の過不足が大きいので、計画の作成においては、事前調整に留意すべきである」と指摘されたことを踏まえ、今後とも、安定的な運営及び自己収入の確保を図るとともに、海運界を取り巻く環境変化の把握に努め、適切な定員の設定に努めることとしている。
	航海訓練所	「業務目的のひとつである研究件数が、年度計画に比し、若干足りなかったが、内容の精査、十分な準備のもと、次年度に実施されることを期待する」と指摘されたことを踏まえ、研究件数については、新規件数が平成19年度では3件(独自2件、共同1件)であったものが、平成20年度においては外部研究機関との研究交流を積極的に拡大することにより、7件(独自3件、共同4件)と大きく増加させることができた。一方、これまでの研究内容を精査し、6件(独自2件、共同4件)の研究を終了させたことにより、平成20年度においては共同研究が年度計画15件に対し13件の実施となった。
	航空大学校	「ヒューマンファクターへの取り組みを定着させるとともに、訓練中にCRM・TEM等の導入を検討し安全に対する体制の整備が必要と思われる」と指摘されたことを踏まえ、訓練中のヒューマンファクターに関する事例についてパイロットレポートやメンテナンスレポートの形で報告を収集し、各校の安全委員会等で事例紹介を行い周知を図り、報告された事例を基に、学生訓練実施要領を改正した。またさらに航空安全に関する教科書でCRM、TEMについて具体的にとりあげるとともに、飛行訓練において想定される安全阻害要因と対応方法を教授した。
	自動車検査	「単年度の能力向上でなく、資格・職位別育成計画カリキュラムに沿って実施した結果を達成度でみえるようにすべき」と指摘されたことを踏まえ、平成20年

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		度は、単年度の能力向上だけでなく、審査事務の経験年数等に応じた継続的かつ段階的な審査能力の向上に配慮して研修を行うとともに、全ての研修においてアンケートを実施し、検査官補を対象とした研修では修了試問を実施して研修生の理解度を評価した。
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	「都市鉄道利便増進事業に関してはさらに伸展させる努力をすべきである」と指摘されたことを踏まえ、相鉄・JR直通線については、平成20年度に環境影響評価調査、構造物の詳細設計を実施し、工事施行認可申請を行った。相鉄・東急直通線については、機構工事の着手に向け都市計画・環境影響評価に関する手続きを実施するとともに、新横浜駅などの構造物の設計を実施した。また、平成20年8月には、ルート及び構造の見直しに伴う速達性向上計画の変更について国土交通省より認定されたところであり、平成30年度末の完成に向け、着実に進捗しているところである。
	国際観光振興機構	国際会議・インセンティブ旅行の誘致活動強化について、「国際会議の誘致は、成果がでるまで時間がかかることは理解できる。結果に結びつけるために、誘致案件の管理や支援を継続するなど、民間的な視点での対応をするべき」と指摘されたことを踏まえ、JNTOでは、独自に構築している国際会議データベースに基づき誘致ターゲットを設定し、専任担当者を決めて中長期的視点で誘致活動を行っている。誘致活動の過程では、国内主催者に対してコンサルティングやノウハウの提供、関連事業者の紹介、開催都市のコンベンション推進機関や観光庁との連携など多方面との調整を行いつつ、誘致活動に当たっている。また、各段階でキーパーソン招請、所管大臣（観光庁長官を含む）やJNTO理事長名の招請状発出、立候補書類やプレゼン資料の準備、在外公館を通じたロビイングの依頼などきめ細かい誘致支援を行っている。
	水資源機構	公益法人との随意契約について、「公益法人との随意契約について妥当であることは十分ありうるが、厳しく対応すべきは当然だから、誰もが納得のいく十分な説明の方法を検討し、かつ実施していく必要がある」と指摘されたことを踏まえ、随意契約の適正化については、平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」の厳格な運用を図るとともに、平成20年度には随意契約をなお一層厳格に運用することとし、可能な限りの業務を一般競争に移行することとした。これにより、公益法人に対する随意契約は、平成19年度87件（うち公募66件）に対し、平成20年度は9件（公募0件）と減少した。
	自動車事故対策機構	「確実な業務運営を行う上で、業務の一層の効率化を進めると同時に、今後更なる要員配置の見直しを進めるなど、組織運営の効率化を図ることが求められる」と指摘されたことを踏まえ、業務の効率化について、20年度においてはインターネットを利用した新適性診断システムのサービスを開始する等の効率化を図るとともに、経費削減に積極的に取り組み、一般管理費、業務経費の削減を図った。また、組織運営の効率化についても、顧客ニーズに対応した業務態勢の構築を図るため、管理体制のスリム化として管理職の配置に係る見直しを進め、20年度末において18年度末比で14.4%に相当する管理職（194人中28人）の削減を行った。
	空港周辺整備機構	「次期中期目標・計画にも掲げている民家防音工事に係る入札制度の導入等により、予算の削減に資するとともに、住民に不利益が生じない様、留意を期待する」と指摘されたことを踏まえ、平成20年度においては、事業費について、民家防音事業における空調機器の工事単価の見直しなどにより、平成19年度比で約19.0%に相当する額を削減した。主な取組として、民家防音事業について、調査内容を見直すことで調査単価を約40%減額するとともに、空調機器の工事単価についても見直しを行い約20%減額した。また、事業執行方法の改善として、民家防音事業において工事積算方法の簡略化や空調機器の機能低下に係る調査内容の見直しを行うとともに、競争入札制度を導入した。
	海上災害防止センター	随意契約の見直しについて、「『随意契約の見直し計画』の策定、これに基づく取組みにより、全契約件数に対する随意契約の割合を着実に引き下げたことは評価できる。今後とも、随意契約によるものが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札を推進すること」と指摘されたことを踏まえ、「随意契約見直し計画」（平成19年12月策定）及び第二期中期計画に沿って策定した年度計画に基づき、随意契約によるものが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札を推進すること等の取組みを推進している。
	都市再生機構	入札及び契約の適正化の推進について、「随意契約から競争性のある契約への切り替えに当たっては、品質の低下を招かないよう、仕様書を詳細に定め、試行実施するなど十分な準備を行った上で実施すべきである」と指摘されたこと



所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		を踏まえ、平成 19 年 12 月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成 20 年度から、真にやむを得ないもの及び移行に時間を要するものを除き、競争性のある契約方式への移行を図った。競争化に当たっては、民間業者の参入障壁とならないような資格要件を定める一方で、品質の低下を招かないよう、評価基準の設定など仕様書の詳細化に努めた。
	奄美群島振興開発基金	「債権管理体制の見直し、金融機関との協調等による経営・再生支援の取り組み、期中管理の徹底等により、リスク管理債権及び繰越欠損金は昨年度より減少しているものの、リスク管理債権割合、回収率等については計画未達成となっており、依然として多額のリスク管理債権及び繰越欠損金を抱えている状況にあることから、奄美群島振興開発基金の果たすべき役割、奄美群島内の事業者の実情等に十分留意しつつ、計画未達成事項の分析を踏まえた改善策を講じるとともに、引き続き、これらの取り組みを進め、財務の健全化に努める必要がある」と指摘されたことを踏まえ、平成 20 年度においては、期中債権管理部門(業務課)及び特別に債権管理を行う部門(管理課)が所管債権の管理回収実績を向上させるために一層の連携強化を図り、効率的な業務の実施に努めた。また、保証及び融資の利用者にかかる経営及び再生支援を行うための「事業者再生支援委員会」を活用し、事業者の経営維持・安定、事業再生を積極的に支援を行うなど業務運営体制の強化等を行った。
	日本高速道路保有・債務返済機構	「高速道路会社による高速道路の新設等に要する費用の縮減、料金施策等の利用促進策、新たな技術開発、環境施策等を促すため、機構として引き続き積極的な取り組みを期待したい」と指摘されたことを踏まえ、高速道路会社の経営努力を助長するための助成金については、平成20年度において、「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」で審議し、27件の案件に対して、会社の経営努力要件適合性を認定した。その際、工事の途中段階においても経営努力要件適合性を認定する仕組みの運用に、積極的に取り組んだ(経営努力要件適合性を認定した27件のうちの25件、引続き申請を受けた33件は、この仕組みに基づくものである。)。また、高速道路会社と共同して料金割引を含む高速道路利便増進事業に関する計画を作成した。各高速道路会社において、環境報告書・CSR報告書が作成・公表されたことから、これらについて機構ホームページを通じて周知を図った。民間企業における環境施策の取り組み状況を調査し、パンフレットを作成し、各高速道路会社への情報提供を図った。
	住宅金融支援機構	証券化支援業務について、「証券化支援事業の対象住宅ローンは、長期・固定金利型に限定されるものの、今後、さらなる商品性の見直し、営業努力の必要がある」と指摘されたことを踏まえ、住宅ローンに係る消費者の多様なニーズに対応するため、優良住宅取得支援制度の拡充(優良住宅取得支援制度における適用要件緩和(平成 20 年 10 月・平成 21 年1月)及び金利優遇期間の延長(5 年→ 10 年)(平成 21 年 5 月))等の商品性の改善を行った。平成 21 年6月には証券化支援事業(買取型)の融資率引上げ(9 割→ 10 割)等を実施しさらなる商品性を見直しを図り、証券化支援事業の対象となる住宅ローンについては、新聞、雑誌、テレビCMなど各種媒体を通じて、広報活動を行うとともに、住宅事業者や金融機関に対する住宅ローンの勉強会等、消費者向けの住宅ローンセミナー・相談会を開催した。また、消費者、住宅事業者等の利便性の向上を図るため、平成 20 年4月から電子申請による事前審査を導入した。
環境省	国立環境研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「研究論文発表件数が横ばいである点がやや気がかりである」との指摘を踏まえ、積極的な研究成果発表に努めた結果、19 年度に比して 20 年度欧文誌上発表件数が1. 19倍増加した。</li> <li>・「国立環境研究所ホームページの利用件数が横ばいであることについては、その原因を分析する必要がある。」との指摘を踏まえ、トップページなどを一新し、現在の中期計画と研究体制を反映したわかりやすい情報提供の枠組みとした。</li> <li>・「自己収入については、民間からの収入拡大を含めた一層の努力を行うことが必要。」との指摘を踏まえ、講演や技術指導等への職員派遣等を受託業務として実施することができるよう、受託業務規程の一部を見直すなどの検討を進めるとともに、競争的な外部資金の獲得に向け、所内において予備ヒアリングを行うなどの対応を行った。</li> </ul>
	環境再生保全機構	・都道府県に対する納付金の納付については、さらに効率化を図る観点からオンライン申請の利用を強力に促進すると指摘されたことを踏まえ、オンライン申請を行っていない県市区(補償給付事業:24県市区、福祉事業:26県市区)に

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		対して、環境省等が主催する会議の場等でオンライン申請の導入を働きかけた結果、新たに4県市区(補償給付事業:4県市区、福祉事業:0県市区)がオンライン申請を導入することとなった。さらに、県市区が平成21年度の申請手続きを検討する時期(平成21年3月)に合わせて、文書によりオンライン申請の導入を依頼した。
法務省	日本司法支援センター	日本司法支援センターの認知度が低いと指摘されたことを踏まえ、広報活動に取り組んだ結果、平成 20 年2月に実施した認知度調査では 22.6 パーセントだった認知度が 22 年2月には 37.3 パーセントに上昇した。 常勤弁護士の確保が十分でないとの指摘を踏まえ、平成 21 年度末までに 200 名の常勤弁護士を確保した。

## イ 独立行政法人の役員報酬及び人事への反映の公表状況

独立行政法人の毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後の業務実績に対する府省評価委員会の評価結果については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)及び「公務員制度改革大綱」(平成 13 年 12 月 25 日閣議決定)において、「独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。」とされている。さらに、その反映状況については、「独立行政法人の業務の実績についての評価結果の役員報酬、人事への反映について」(平成 14 年 5 月 31 日内閣官房行政改革推進事務局事務連絡)により、各法人は毎年度公表することとされている。

評価結果の役員報酬への反映状況については、平成 22 年9月までにすべての府省で、その所管する法人のホームページ等において、役職員の報酬・給与等の公表の一環として、「平成 21 年度における役員報酬についての業績反映のさせ方」欄により公表されているところである。

評価結果の役員人事への反映状況については、平成 22 年9月現在、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省の各府省又はその所管する法人において公表されている。

図表47. 評価結果の役員報酬等への反映に関する閣議決定

<p>○「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)(抜粋)</p> <p>Ⅲ 特殊法人等の改革のために講ずべき措置その他の必要な事項</p> <p>3 独立行政法人</p> <p>(2) 組織及び運営の基本</p> <p>ハ 役員給与等の支給基準を定め、外部有識者からなる評価委員会の評価を受けるという独立行政法人制度を通じて、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行う。その評価結果については、独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。</p> <p>○「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)(抜粋)</p> <p>Ⅱ 新たな公務員制度の概要</p> <p>3 適正な再就職ルールの確立</p> <p>(2) 特殊法人等への再就職に係るルール</p> <p>③ 独立行政法人</p> <p>イ 役員給与等の支給基準を定め、外部有識者からなる評価委員会の評価を受けるという独立行政法人制度を通じて、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行う。その評価結果については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。</p>
---

#### ウ 独立行政法人の予算等への反映の公表状況

独立行政法人の業務実績に対する評価の予算等への反映状況については、平成14年7月9日の閣議後の閣僚懇談会において、小泉内閣総理大臣(当時)から、独立行政法人の業務実績の評価の結果を、予算等に速やかに反映させるとともに、その反映状況を国民に分かりやすい形で、積極的に公表するよう指示等が行われた。

これを踏まえた取組例としては、平成22年9月現在、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省及び環境省の各府省又はその所管する法人が、平成20年度業務実績評価の結果を踏まえて、21年度及び22年度の予算等に反映させた事例を公表したところである。